

17

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県君津市郷田字花立643番地1

氏 名 新井総合施設株式会社

代表取締役 新井 隆太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人

許可の年月日 令和6年3月25日

許可の有効年月日 令和11年3月25日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

埋立てによる最終処分

(2) 産業廃棄物の種類

- ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃プラスチック類、エ 紙くず、オ 木くず、カ 繊維くず、
キ 動植物性残さ、ク ゴムくず、ケ 金属くず、
コ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、サ 鉱さい、シ がれき類、ス ばいじん、
セ 処分するために処理したもの（施行令第2条第13号廃棄物）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（これらのうちウ、コ、シについては石綿含有産業廃棄物を含む。）

（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙のとおり

3. 許可の条件

許可証別紙のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 3月26日 新規許可

令和 6年 3月25日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下余白

許可証 別紙

1. 事業の用に供するすべての施設（最終処分場）

(1) 種類：産業廃棄物最終処分場（管理型）

(2) 設置場所

設置場所	処分場面積
千葉県君津市怒田字花立 630番7の一部、636番1、636番2、 638番3の一部、639番の一部、640番1、 640番2、641番3、641番、642番3、 643番1、643番2、643番3、644番、 644番2、645番、646番、647番1、 647番2、648番1、648番2、654番1、 654番2、654番3、654番7、654番8、 654番14、654番16、656番、657番、 658番、659番、660番、661番1、 661番2、661番3、661番4、661番5、 661番6の一部、662番1、662番2、 663番、664番、665番、666番、 669番2の一部	525, 400m ²
怒田字広野 670番8の一部	
坂畑字花立 1192番1、1192番2、1192番3の一部、 1192番4の一部、1192番5	
坂畑字横尾 1226番	

(3) 設置年月日：令和4年12月7日

(4) 処理能力

名 称	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)
第1処分場	53, 000	1, 070, 000
第2処分場	34, 840	986, 530
第3処分場	3-1 10, 100	98, 110
	3-2 19, 400	186, 660
合 計	117, 340	2, 341, 300

(5) 許可年月日及び許可番号：平成30年8月6日 30-ハ--変-1

2. 許可の条件

- (1) 産業廃棄物を最終処分施設に投入する場合には、衛生的かつ安全に留意して行うこと。
- (2) 浸出水集排水管の周辺には、透水性の低い廃棄物の埋立を行わないこと。
- (3) 保有水量を削減するため、埋立作業中の雨水浸透を抑制する対策や区画埋立を実施するなど、適切な埋立作業管理を行うこと。
- (4) 石膏ボードの埋立については、有機性汚泥と埋立場所を離すなど、硫化水素等による悪臭が発生しないよう十分配慮し、埋立作業管理を行うこと。
- (5) 有機物の埋立に当たっては、即日覆土を確実に行うなど、悪臭の発散防止対策を徹底すること。
- (6) 廃棄物は、埋立後の移動を避けるよう計画的に埋め立てること。
- (7) 産業廃棄物の1層の埋立厚は、各層とも2.0メートル以下、中間覆土は0.5メートル以上、最終覆土は1.0メートル以上とすること。

なお、中間覆土・最終覆土は、整地・転圧し、自主管理後の写真を添付した報告書を提出し、各層ごとに現地において覆土厚及び施工高について県の確認検査を受けること。

- (8) 浸出水処理施設の維持管理を適切に行い、放流水の水質管理に万全を期すこと。
また、放流水等のモニタリングを確実に実施し、水質濃度のモニタリング結果を常時公開、閲覧できるよう管理事務所に置いておくこと。
- (9) 遮水工の健全性を確認するため、漏水検知システム、地下水集水ピットの水質及びモニタリング井戸の水質等の確実なモニタリングを行うこと。
なお、モニタリング井戸の設置に当たっては、敷地の地下水下流端の複数の井戸で行い、地下水のイオン成分の分析及び地下水の流向の確認を行うこと。
また、異常を検知した場合には、直ちに搬入を停止するとともに、速やかに調査を行い、臨機の措置を講じること。
併せて、県にも速やかに報告し、追加の対策等について、県の指示に従うこと。
- (10) 定期的に臭気濃度・特定悪臭物質濃度を測定し、そのモニタリングの結果を常時公開、閲覧できるよう管理事務所に置いておくこと。
- (11) 準好気性埋立構造を維持するため、浸出水の排水管に水が滞留しないよう施設の維持管理に万全を期すこと。
(12) 受入廃棄物の性状確認を十分行い、適切な搬入管理に努めること。
(13) 設計計算の際に設定した上質定数等については、処分場建設現場において、設定値と差異がないことを確認すること。
なお、差異が生じた場合には、必要に応じて対策を検討し、県に報告の上、実施すること。
- (14) 施設の維持管理にあたっては、施設の異常・破損等を未然に防止するため、常時及び定期的に適正な施設点検管理を実施すること。
なお、点検等の結果により所要の措置が必要となった場合には、速やかに対応すること。
併せて、点検結果や実施した措置の記録については、処分場廃止までの間、保存すること。
- (15) 処分場の埋立期間中において、環境汚染賠償に対する積立を行い、事故等による環境汚染に対処するための相応の措置を講ずること。
- (16) 処分場の作業は、原則として午前8時から午後5時30分までとし、原則として日曜日、祝祭日には行わないこと。

以下余白

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成30年8月6日

住 所 千葉県君津市怒田字花立643番地1
氏 名 新井総合施設株式会社
代表取締役 新井 隆太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木栄治



許可の年月日	平成30年8月6日	許可番号	30-ハ-変-1
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)			産業廃棄物最終処分場(管理型) ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃プラスチック類、エ 紙くず、オ 木くず、カ 繊維くず、キ 動植物性残さ、ク ゴムくず、ケ 金属くず、コ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、サ 鉱さい、シ がれき類、ス ぱいじん、セ 処分するために処理したもの(施行令第2条第13号廃棄物) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除くものとし、ウ、コ及びシについては石綿含有産業廃棄物を含む。) (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
設置場所			千葉県君津市怒田字花立643番1 外ら2筆(許可証別紙のとおり)
処理能力			埋立面積 : 171.240m ² 埋立容量 : 4,209.640m ³
許可の条件			許可証別紙のとおり
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無			有・無
留意事項			1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

許可証別紙

1. 設置場所

設置場所	処分場面積
千葉県君津市怒田字花立 630番7の一部, 636番1, 636番2, 638番3の一部, 639番の一部, 640番1, 640番2, 640番3, 641番, 642番3, 643番1, 643番2, 643番3, 644番, 644番2, 645番, 646番, 647番1, 647番2, 648番1, 648番2, 654番1, 654番2, 654番3, 654番7, 654番8, 654番14, 654番16, 656番, 657番, 658番, 659番, 660番, 661番1, 661番2, 661番3, 661番4, 661番5, 661番6の一部, 662番1, 662番2, 663番, 664番, 665番, 666番, 669番2の一部	525, 400m ²
怒田字広野 670番8の一部	
坂畠字花立 1192番1, 1192番2, 1192番3の一部 1192番4の一部, 1192番5	
坂畠字横尾 1226番	

2. 許可の条件

- (1) 浸出水集排水管の周辺には、透水性の低い廃棄物の埋立を行わないこと。
- (2) 保有水量を削減するため、埋立作業中の雨水浸透を抑制する対策や区画埋立を実施するなど、適切な埋立作業管理を行うこと。
- (3) 石膏ボードの埋立については、有機性汚泥と埋立場所を離すなど、硫化水素等による悪臭が発生しないよう十分配慮し、埋立作業管理を行うこと。
- (4) 有機物の埋立に当たっては、即日覆土を確実に行うなど、悪臭の発生防止対策を徹底すること。
- (5) 廃棄物は、埋立後の移動を避けるよう計画的に埋め立てること。
- (6) 浸出水処理施設の維持管理を適切に行い、放流水の水質管理に万全を期すこと。
また、放流水等のモニタリングを確実に実施すること。
- (7) 遮水工の健全性を確認するため、漏水検知システム、地下水集水ピットの水質及びモニタリング井戸の水質等の確実なモニタリングを行うこと。
なお、モニタリング井戸の設置に当たっては、敷地の地下水下流端の複数の井戸で行い、地下水のイオン成分の分析及び地下水の流向の確認を行うこと。
- また、異常を検知した場合には、直ちに搬入を停止するとともに、速やかに調査を行い、臨機の措置を講じること。
- 併せて、県にも速やかに報告し、追加の対策等について、県の指示に従うこと。
- (8) 受入廃棄物の性状確認を十分行い、適切な搬入管理に努めること。

- (9) 工事着工から使用前検査による竣工が確認されるまでの間は、事前に県へ施工計画書を提出し、完成後に不可視となる部分の確認検査について協議を行うこと。
- (10) 工事関係書類については、その施工状況を明らかにするための記録書類を整備し、当該施設が廃止されるまで保存すること。
- (11) 工事用資材等の運搬車両の走行に伴う騒音影響を低減するため、搬入路に隣接する民家に対する環境保全措置を確実に実施すること。
- (12) 設計計算の際に設定した土質定数等については、処分場建設現場において、設定値と差異がないことを確認すること。
なお、差異が生じた場合には、必要に応じて対策を検討し、県に報告の上、実施すること。
- (13) 浸出水集水ピットなどのコンクリート水槽は、水質や槽内環境に適した防食措置を講じること。
- (14) 使用前検査後、新たに築堤したえん堤等の完成検査を受けること。
- (15) 産業廃棄物の1層の埋立厚は各層とも2.0メートル以下、中間覆土は0.5メートル以上、最終覆土は1.0メートル以上とすること。
なお、中間覆土及び最終覆土は、各層毎に現地において覆土厚及び施工高の県の確認検査を受けること。
- (16) 施設の維持管理にあたっては、施設の異常・破損等を未然に防止するため、常時および定期的に適正な施設点検管理を実施すること。
なお、点検等の結果により所要の措置が必要となった場合には、速やかに対応すること。
併せて、点検結果や実施した措置の記録については、処分場廃止までの間、保存すること。
- (17) 処分場の作業時間は午前8時から午後5時30分までとし、原則として日曜日、祝祭日における作業は行わないこと。

(以下余白)

法定外公共物使用許可書（排出水流出し・更新）

君管理第158号
令和6年3月25日

千葉県君津市怒田643番地1
新井総合施設株式会社
代表取締役 新井 隆太 様

君津市長 石井 宏子

申請のあった法定外公共物許可期間更新許可については、下記のとおり許可する。
ただし、次の事項を厳守してください。

記

- 1 目的 君津環境整備センター埋立地浸出水処理水等の放出のため
2 場所 君津市怒田630番7地先
3 数量 (1)処理水 1日あたり800立方メートル
 (2)雨水排水 1日あたり107,309立方メートル
4 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）
5 使用料 年額0円

6 許可の条件

- (1) 常に善良な管理者の注意をもって使用すること。
 - (2) 許可内容を変更しようとする場合は、速やかに君津市長の許可を受けること。
 - (3) 許可を受けた者は、法定外公共物の用途や目的に支障を生じないよう注意し、万一当該法定外公共物に損傷を与えた場合は、君津市長に届け出てその指示に従うこと。また、現状回復に要する費用は、許可を受けた者の負担とする。
 - (4) 排出水の水量が許可内容より増えることが見込まれる場合については、直ちに君津市長に報告し、速やかに適切な措置を講ずること。
 - (5) 排出水の流出を行うにあたり、自然河岸の保全に努め、みだりに形状を変更しないこと。
 - (6) 許可を受けた者は、排出水の水質について、関係法令で定められた検査を行い、検査の結果について君津市長に報告すること。
 - (7) 前項に掲げる排出水の水質が関係法令等で定めた基準値を超えた場合については、直ちに関係各所へ報告のうえ、速やかに適切な措置を講じること。
 - (8) 当該使用または、工事施工により第三者に被害が生じたとき、その他公益上必要があるときは、君津市長の指示により申請人の負担において補償、改良その他必要な措置を講ずること。
 - (9) この条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。この場合、君津市は何らの補償責任を負わない。
 - (10) 公共上必要を生じたときは、許可を取り消し、又は条件を変更することがある。この場合、君津市は何らの補償責任を負わない。
- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に君津市長に対し審査請求することができます。
 - 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

林地開発変更許可通知書

千葉県森林総合管理事務所

千葉県君津市怒田字花立643番地1

新井総合施設株式会社

代表取締役 新井 隆太

令和5年1月6日付で申請のあった下記1の開発行為については、**森林法**（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により、下記2の条件を附して許可する。

令和5年9月5日

千葉県知事 熊谷 俊人

記

1 開発行為

開発行為に係る森林の所在場所	君津市怒田字花立643番1 ほか48筆
事業区域の面積	62.8244 ヘクタール
事業区域内の森林の土地の面積	62.8244 ヘクタール
開発行為に係る森林の土地の面積	38.7542 ヘクタール
開発行為の目的	産業廃棄物最終処分場
残置森林率	— パーセント
森林率	88.1 パーセント
開発行為期間	平成13年3月30日から令和27年9月30日

2 許可条件

(1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。

ただし、開発行為の計画について重要な変更（重要な変更とは、開発行為の目的の変更、開発行為に係る森林の土地の区域の変更、造成森林又は造成緑地の区域が2割以上増減する場合の変更、切土又は盛土の変更のうち防災施設の規模又は構造に影響する場合の変更、主要な防災施設（擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の

防災施設)の廃止若しくは新設及び構造又は位置の変更、排水系統の変更(排水路断面毎の集水区域の変更を伴う場合に限る。))をしようとするときは、あるかぎり林地開発変更許可申請書に該当する場合は、該変更に係る認可等を添付して許可の変更申請を行い、許可を得ること。

(3) 開発行為に当たっては、防災施設の施工を先行すること。

また、切土又は盛土の施工に際しては、土砂の流出及び崩壊の防止を図るとともに、開発区域外に対する安全を確認すること。

(3) この許可書に定める条件のほか、令和2年3月8日付け千葉県森指令第2302号に定める許可条件に従って行うこと。

なお、開発行為の途中において災害等が発生し、あるいは発生のおそれがある場合は、許可条件の変更又は追加等をすることがある。

(教示)

1 この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。この場合においては、森林法第190条第1項後段の規定により、行政不服審査法による審査請求をすることができません。

(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求又は裁定の申請をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴え提起することができます。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴え提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴え提起することができます。



様式第

車両通行		許可認定	申請書 (新規・変更・更新)	
通行開始日	令和6年4月1日			
通行終了日	令和7年3月31日			
車両区分	一般大型トラック			
車両番号等	車名及び型式 日野 LDG-GK8JLAA			
他158台				
軸種数				
車両諸元	総車重	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸車
	19,800kg	492cm	120cm	18,000kg
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸車
	239cm	287cm	750cm	最大輪荷車
			19100kg	2725kg
通行区分	往復		通行経路数	1経路
更新又は変更経緯				
申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数
新規時				
前回				

車両通行認定書

若管理第1743号

令和6年4月1日

上記のとおり認定する。ただし、別紙の通行条件に従うこと。

認定書の有効期間	自: 令和6年4月1日 至: 令和7年3月31日	道路管理者 若津市長 石井 宏
----------	-----------------------------	--------------------

〔I〕許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱上の注意事項

1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両に使用することができない。
3. 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等厳守しなければならない。
4. 通行条件等に關し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならぬ。
5. 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
6. 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処されることがある。

〔II〕審査請求又は処分の取消しの訴え

この車両通行許可書について不服あるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し審査請求することができる。また、本証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、若津市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

君農に第199号
令和6年2月7日

新井総合施設株式会社
代表取締役 新井 隆太 様

君津市長 石井宏子

林道使用（更新）許可書

令和6年1月25日付けで申請のあった市営林道坂畠線の使用申請については、下記のとおり許可する。

記

1 使用許可する路線名 林道坂畠線

2 使用目的 大福山方面から坂畠方面への車両の通行

3 使用方法

(1) 通行車両 総重量14t以下(積載量含む)

(2) 通行台数 50台/日以下

(3) 走行速度 20km/h以下

(4) 通行時間 午前8時30分から午後5時30分まで

4 使用期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

5 使用許可条件 別紙のとおり

中部林第913号
令和6年1月31日

新井総合施設株式会社
代表取締役 新井隆太 様

千葉県中部林業事務所長



県営林道戸面蔵玉線、大福山線の使用承諾（継続）について（通知）

令和6年1月25日付けで申請のあったことについて、下記のとおり承諾します。

なお、本承諾については、関係市である市原市及び君津市に通知したことを申し添えます。

記

1 使用承諾する林道

- | | |
|----------------|---|
| (1) 路線名 | 県営林道戸面蔵玉線、大福山線 |
| (2) 通行区間沿線の地区名 | 君津市怒田及び蔵玉、市原市大久保 |
| (3) 通行する区間の延長 | 戸面蔵玉線 終点から大福山線との分岐点までの 1.39km
大福山線 全線 3.60km |

2 使用の目的

産業廃棄物及び一般産業廃棄物の搬入のため

3 使用の方法

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 通行車両及び総重量 | 10t車以下（総重量20t以内） |
| (2) 1日の通行台数 | 片道50台以内、往復100台以内 |
| (3) 走行速度 | 20km/h以下 |
| (4) 通行時間 | 午前8時30分～午後5時30分 |
| (5) 運搬物の種類 | 産業廃棄物及び一般廃棄物 |

4 使用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 使用承諾の条件

別紙のとおり

18

生活環境影響調查書 3/4分冊